

令和4年度

周南市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

周南市監査委員

周監査第116号

令和5年9月13日

周南市長 藤井律子様

周南市監査委員 久行竜二

周南市監査委員 友田秀明

令和4年度周南市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和4年度周南市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

1 審査の対象

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和5年8月10日から令和5年8月28日まで

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼をおき、審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

5 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は次表のとおりで、各比率は早期健全化基準を下回っていた。

(単位 %)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和2年度	—	—	8.9	87.9
令和3年度	—	—	9.0	66.0
令和4年度	—	—	9.0	66.3
早期健全化基準	11.54	16.54	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注)・実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がない場合は「—」で表示している。

・早期健全化基準は、周南市に適用された令和4年度の数値である。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の一般会計等の実質収支は3,409,108千円の黒字となっており、実質赤字額はなかった。

実質赤字比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(単位 千円・%)

会 計 名		令和4年度 実質収支額	令和3年度 実質収支額	対前年度	
				増減額	増減率
一般会計等	一般会計	3,409,108	3,925,470	△516,362	△13.2
	一般会計等に属する特別会計	—	—	—	—
	合計（一般会計等の実質収支額）	3,409,108	3,925,470	△516,362	△13.2
標準財政規模		37,201,203	38,096,116	△894,913	△2.3

(注)・該当数値がない場合は「—」で表示している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもので、全会計の連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の連結実質収支は35,421,186千円の黒字となっており、連結実質赤字額はなかった。

連結実質赤字比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(単位 千円・%)

会 計 名		令和4年度 実質収支額	令和3年度 実質収支額	対前年度			
				増減額	増減率		
一 般 会 計 等		3,409,108	3,925,470	△516,362	△13.2		
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業会計 に係る特別会計 以外の特別会計	国民健康保険特別会計	224,933	261,351	△36,418	△13.9	
		国民健康保険鹿野診療所特別会計	0	0	0	—	
		後期高齢者医療特別会計	91,703	66,778	24,925	37.3	
		介護保険特別会計	374,593	326,503	48,090	14.7	
		駐車場事業特別会計	75,480	66,359	9,121	13.7	
	公 営 企 業 会 計	法適用企業	水道事業会計	3,677,236	3,480,067	197,169	5.7
			下水道事業会計	2,333,100	2,000,957	332,143	16.6
			病院事業会計	1,890,766	1,702,850	187,916	11.0
			介護老人保健施設事業会計	45,097	59,204	△14,107	△23.8
			モーターボート競走事業会計	23,299,170	20,145,028	3,154,142	15.7
		法非適用 企業	地方卸売市場事業特別会計	0	0	0	—
			国民宿舎特別会計	—	0	—	—
合 計（連結実質収支額）		35,421,186	32,034,567	3,386,619	10.6		
標 準 財 政 規 模		37,201,203	38,096,116	△894,913	△2.3		

(注)・公営企業会計の実質収支額の欄は、剰余額又は資金不足額(△)を計上している。

・国民宿舎特別会計は令和3年度をもって廃止されている。

・該当数値がない場合は「—」で表示している。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもので、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模等に対する比率の過去3か年の平均値である。

実質公債費比率は9.0%で、前年度と同率となっている。

(単位 %)

区 分	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
令 和 2 年 度	9.09913	8.9
令 和 3 年 度	8.76501	9.0
令 和 4 年 度	9.21111	9.0

実質公債費比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + A)}{\text{標準財政規模} - A} \times 100$$

(注) A = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額

(単位 千円・%)

区 分		令和4年度	令和3年度	対前年度	
				増減額	増減率
地方債の元利償還金	①公債費（一般会計等に係るものに限る。）	8,090,934	8,297,017	△206,083	△ 2.5
	②繰上償還額及び借換債を財源として償還した額	0	0	0	—
	計 (①-②)	8,090,934	8,297,017	△206,083	△ 2.5
準元利償還金	公営企業債の償還に充てたと認められる一般会計等からの繰出金	1,898,107	1,834,364	63,743	3.5
	一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金	222,874	223,953	△1,079	△ 0.5
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	36,553	37,996	△1,443	△ 3.8
	一時借入金の利子	0	0	0	—
	計	2,157,534	2,096,313	61,221	2.9
特定財源	貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	91,426	91,426	0	0.0
	公営住宅使用料	184,429	188,763	△4,334	△ 2.3
	都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	832,812	870,646	△37,834	△ 4.3
	その他	312	455	△143	△ 31.4
	計	1,108,979	1,151,290	△42,311	△ 3.7
標準財政規模		37,201,203	38,096,116	△894,913	△ 2.3
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額		6,292,449	6,470,008	△177,559	△ 2.7

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来的に財政が圧迫される可能性の度合いを示すもので、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模等に対する比率である。

将来負担比率は66.3%で、前年度より0.3ポイント高くなっている。

(単位 %・ポイント)

区 分	将来負担比率	前年度増減
令和2年度	87.9	△3.1
令和3年度	66.0	△21.9
令和4年度	66.3	0.3

将来負担比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能財源} + \text{B})}{\text{標準財政規模} - \text{A}} \times 100$$

(注) A = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額

B = 地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入見込額

(単位 千円・%)

区 分	令和4年度	令和3年度	対前年度			
			増減額	増減率		
将来負担額	一般会計等の地方債現在高	79,287,530	82,787,658	△3,500,128	△4.2	
	債務負担行為に基づく支出予定額	7,803,935	2,782,392	5,021,543	180.5	
	公営企業債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額	15,381,632	15,979,548	△597,916	△3.7	
	一部事務組合等が起こした地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担見込額	2,432,976	2,704,703	△271,727	△10.0	
	退職手当支給予定額	9,654,719	9,664,955	△10,236	△0.1	
	公社の負債及び第3セクターの損失補償債務に係る負担見込額	0	135,000	△135,000	皆減	
	合 計	114,560,792	114,054,256	506,536	0.4	
充当可能財源等	充当可能基金	17,362,654	12,820,929	4,541,725	35.4	
	特定財源見込額	国庫支出金等	0	0	0	—
		地方債を財源とする貸付金の償還金	471,974	563,400	△91,426	△16.2
		公営住宅の賃貸料等	2,026,375	1,476,744	549,631	37.2
		都市計画税	7,703,927	8,197,214	△493,287	△6.0
		その他特定の収入	2,492,604	2,479,950	12,654	0.5
	小 計	12,694,880	12,717,308	△22,428	△0.2	
	計	30,057,534	25,538,237	4,519,297	17.7	
地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入見込額	64,000,533	67,636,701	△3,636,168	△5.4		
合 計	94,058,067	93,174,938	883,129	0.9		
標準財政規模	37,201,203	38,096,116	△894,913	△2.3		
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額	6,292,449	6,470,008	△177,559	△2.7		

6 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、公営企業会計の資金不足額の事業の規模に対する比率である。

当年度は、各会計とも資金不足は生じていない。

(単位 %))

公 営 企 業 会 計 名		資金不足比率		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用 企業	水道事業会計	—	—	—
	下水道事業会計	—	—	—
	病院事業会計	—	—	—
	介護老人保健施設事業会計	—	—	—
	モーターボート競走事業会計	—	—	—
法非適用 企業	地方卸売市場事業特別会計	—	—	—
	国民宿舎特別会計	78.9	—	—

(注)・資金不足額がない場合は「—」で表示している。

- ・経営健全化基準は20.0%（モーターボート競走事業会計は0.0%）である。
- ・国民宿舎特別会計は令和3年度をもって廃止されている。

資金不足比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

(注)・法適用企業

資金不足額 = 流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の
現在高 - 流動資産 - 解消可能資金不足額

※流動負債について、翌年度償還の企業債及び他会計からの借入金は算入対象から除外される。

事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

・法非適用企業

資金不足額 = 繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に
充てるために起こした地方債の現在高 - 解消可能資金不足額

事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

会計別の資金不足額（又は剰余額）及び事業の規模の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

公営企業会計名		令和4年度		令和3年度		対前年度			
		資金不足額 又は剰余額	事業の規模	資金不足額 又は剰余額	事業の規模	資金不足額又は剰余額		事業の規模	
						増減額	増減率	増減額	増減率
法 適 用 企 業	水道事業会計	3,677,236	2,687,552	3,480,067	2,747,399	197,169	5.7	△59,847	△2.2
	下水道事業会計	2,333,100	2,928,182	2,000,957	2,933,999	332,143	16.6	△5,817	△0.2
	病院事業会計	1,890,766	2,403,878	1,702,850	2,422,757	187,916	11.0	△18,879	△0.8
	介護老人保健 施設事業会計	45,097	309,011	59,204	321,640	△14,107	△23.8	△12,629	△3.9
	モーターボート 競走事業会計	23,299,170	86,824,373	20,145,028	85,201,356	3,154,142	15.7	1,623,017	1.9
法 非 適 用 企 業	地方卸売市場 事業特別会計	0	89,177	0	81,324	0	—	7,853	9.7
	国民宿舎 特別会計	—	—	0	27,458	—	—	—	—

(注)・資金不足額又は剰余額欄は、資金不足額(△)又は剰余額を計上している。

・国民宿舎特別会計は令和3年度をもって廃止されている。

7 むすび

令和4年度の本市の健全化判断比率、資金不足比率とも、国の示す基準からみて引き続き健全な範囲で推移している。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計等の実質収支及び全ての会計の実質収支に赤字額がなかったこと、また、資金不足比率も資金不足額が生じていないことから、該当指標はない。

実質公債費比率は、令和4年度の単年度では、前年度に比べ地方債の元利償還金が減となったものの、準元利償還金の増や控除項目である基準財政需要額への算入額等の減により分子が増加し、さらに、分母の標準財政規模が減少したことから上昇したが、3か年平均では前年度と同率となっている。

将来負担比率は、地方債現在高の減や充当可能基金の増などの将来負担比率を減ずる大きな要素はあったものの、周南緑地体育施設等整備・運営管理事業（PFI事業）の債務負担行為に基づく支出予定額への算入により分子は微減に留まり、分母の標準財政規模が分子の減少率を上回って減少したことから、0.3ポイント上昇している。

今後も、特に大型事業の実施に当たっては、将来の財政見通しを踏まえ、将来負担額を減ずる基金の有効活用等も十分に検討されるとともに、引き続き、「第4次周南市行

財政改革大綱」で掲げる市債の借入限度額の遵守や財政調整基金残高の確保などの取組を通じて、「自治体経営の視点に立った持続可能な『自立したまちづくり』の確立」に向けた財政運営に努められるよう望むものである。